

平成 30 年度

社会福祉法人志布志市社会福祉協議会 事業計画

基本方針

『共にささえあい 笑がおで暮らせる地域をめざして』

少子・高齢社会の急速な進展や地域社会、家族機能の変化が重なり、支援の必要な一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、高齢者等の孤立死、いじめ、貧困の拡大など福祉や生活に対するさまざまな課題が深刻化する中、家族の絆、地域住民の支え合い、交流の大切さが改めて重要視されています。

志布志市においても、総人口は年々減少傾向にあり、平成 27 年度に 32.8%であった高齢化率は、団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)となる平成 37 年には 37.5%になるとみられ、高齢者を地域で支える仕組み作りが課題となります。

このような状況を踏まえ、国においては介護保険改正による医療・介護などの専門的ケア、健康づくりや介護予防、地域の助け合いによる生活支援などが一体的に受けられる「地域包括ケアシステム」の構築や制度の狭間にある生活課題を抱えた世帯全体を支援する「生活困窮者自立支援制度」など包括的に支援する仕組みも進められています。

志布志市社会福祉協議会は、法人の理念であります「共にささえあい 笑がおで暮らせる地域をめざして」の実現に向けて、地域包括ケアシステムの一翼を担うとともに、地区(校区)社協、関係機関・団体とのネットワークを活かした地域福祉活動を推進してまいります。

本会では、社会福祉法人制度改革が進められる中、これまで以上に透明性・公益性を確保し、多くの市民の皆様に参加・協力していただけるよう、分かりやすい情報発信に努めてまいります。

そして、社会福祉法に「市町村の区域内の地域福祉を図ることを目的」として位置付けられている社会福祉協議会として、広く市民や福祉関係者、行政に支えられた『公共性』と、民間組織力を活かしての『自主性』という 2つの側面を併せ持つ組織力を活かし、地域住民やボランティア、保健・福祉などの関係者、行政機関との連携により、市民一人ひとりの福祉ニーズ(要望)に対応していくことで、心豊かで健康的ないきいきとした生活を送ることができる福祉社会の実現を目指して、平成 30 年度は次の重点目標を掲げ、各事業を推進してまいります。

重点目標

1 法人運営の基盤強化

社会福祉法改正による社会福祉法人制度改革に伴い、経営組織のガバナンスの強化、財務規律の強化を着実に進めます。また、事業運営の透明性の向上を図るなど、住民や福祉団体等からの信頼に応える法人運営を行います。

有明・松山支所については、新たな指定管理施設の締結に連動して、今後の設置場所、本所、支所の機能等市と一体になり協議していきます。

事務局組織や職員配置は、限られた職員で最大の成果を上げることができるよう中・長期的な職員適正化計画を策定して、それにより適宜見直すとともに、適材適所の職員配置と職員の資質向上を図ります。職員の資質向上に当たっては、評価制度の導入や効果的な職員研修を行ってまいります。

2 地域福祉の推進

地域の福祉ニーズは、制度のみでは対応できない生活支援ニーズが顕在化してきており、深刻な「生活のしづらさ」が増してきております。

本市でも地域住民主体で実施している見守り活動やサロン活動、また、支えあいマップづくりや住民参加型在宅福祉サービス等から高齢者・障害者・生活困窮世帯等の様々な個別ニーズの的確な把握に努め、制度・分野ごとの「縦割り」や「受け手」と「支え手」の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が地域の個別ニーズ解決のために「我が事」として参画し、人と人、人と資源が「丸ごと」つながる地域共生社会を目指していきます。

手法として、地域に関心を持つ人を増やし、地域の状況や活動等について把握している情報を数値化・可視化し、提供することを通じて地域の現状に関する認識を深めてもらうことや、地域課題の解決につながるボランティア活動等を具体的に示し、実際の活動に取り組みやすくするための福祉教育等を担う地域福祉コーディネーターを設置し、コミュニティソーシャルワークの資質向上を目指します。

更には、地域住民主体活動を目指していくための次期地域福祉活動計画策定に取り組んでまいります。

3 生活困窮者自立支援事業の取り組み

しづし生活自立支援センター「ひまわり」は、生活困窮者の相談窓口として相談者に寄り添いながら、相談者の状態に応じた就労支援や家計支援など様々な支援を行っています。

総合相談窓口としての役割も担い、失業、借金、滞納、引きこもり、障がい、病気、人間関係のことなど、まずは相談者の困りごとを丸ごと受け止めることで、相談者が安心して相談を受けられる環境づくりを行います。

また、昨年度、無料職業紹介事業所「ひまわり」を開設し職業紹介を行う体制が整いました。

今年度は特に、短期間就労や短時間就労等の求人情報収集に努め、柔軟な働き方を望まれる相談者へ仕事の紹介・斡旋を行います。

4 介護保険事業・障害者総合支援事業の取り組み

指定居宅サービス事業者として事業推進に当たり、法令遵守のもと指定居宅サービス事業者としての役割と責任を果たすうえで、従業者の計画的な研修体制を整備し、市内外の各サービス事業者と連携して利用者へ適切なサービス提供を行います。

また、独立採算制のもと、各事業所の人員体制の整備等、経営見直しによる効率・効果的、かつ安定した事業運営に努めます。

地域包括ケアシステムの構築に向けては、訪問介護事業、通所介護事業等は、本会の地域福祉事業や多職種サービス事業との連携、行政や地域包括支援センター等と綿密な連携を図り、重層的な在宅福祉サービス体制を構築してまいります。

5 財政基盤の確立

本会の運営に当たっては、安定的な財源の確保に努めるとともに、限られた財源で効果的な事業実施に努めます。

また、本会の役割、存在意義が市民に広く知られ、理解されるよう努めるとともに、会費や寄附金の協力が得られるような活動に取り組みます。

そのために、持続可能な安定した法人運営を目指して、平成30年度において歳入・歳出を検証して、中・長期的な財源改善計画を策定して取り組んでまいります。

I. 法人運営部門

1 法人全体の運営

全国社会福祉協議会・地域福祉推進委員会は、『社協・生活支援活動強化方針（行動宣言と第2次アクションプラン）』（平成29年5月改訂、以下「強化方針」）をとりまとめ、今日の地域における深刻な生活課題や社会的孤立といった地域福祉の課題に応える社会福祉協議会の事業・活動の方向性と具体的な事業展開を改めて提示され、「1、アウトリーチの徹底」、「2、相談・支援体制の強化」、「3、地域づくりのための活動基盤整備」、「4、行政とパートナーシップ」を掲げています。今後さらに社会福祉協議会本来の役割を踏まえた取組みのさらなる推進を図ることとされています。

地域共生社会の実現に向けた実践にあたっては、社協への期待と取り巻く環境を適切に把握するとともに、地域福祉推進の理念や基本目標の視点を大切にしながら「強化方針」がめざす事業活動の具体化のため社協役職員の共通理解、職員育成の体制づくり、活動財源の確保に取り組んでまいります。

- (1) 組織体制の見直しに伴う諸規程の整備を行い、指揮命令系統を明確化し、法令遵守のもと安心健全な法人経営、介護保険事業経営を目指します。
- (2) 本所と支所及び支所間の連携を密にして、福祉サービスの向上を図るとともに、地域に根ざした事業の推進に努めます。また、本所を中心とした組織体制を整え、効率・効果的なサービス提供に努めます。
- (3) グループネットワーク活用等により社協内での情報共有化を図り、円滑な事務事業運営を図ります。

- (4) 事業計画、予算の立案及び計画の進捗度、予算執行状況（事業別）、月次経営収支、業務実施状況を確認し、計画的事業経営に努めます。
- (5) 地域福祉事業、介護保険事業の推進を担う職員の資質向上を目指し、研修計画に基づいた職員研修を実施します。
- また、広範囲になっていく福祉事業に対応していくために職員への資格取得の機会を促し、より質の高いサービス提供に努めます。
- ① 研修等
- ア 職員全体研修 年3回
 - イ 課題別研修 年4回（法人内ケア会議）
 - ウ 部門別研修 年4回（部署毎研修）
 - エ 月例定例会 月1回
 - オ 事業所毎研修 事業分野毎に明記
 - カ 外部研修参加
- ② 資格取得への支援（社会福祉士、介護支援専門員、介護福祉士、精神保健福祉士等）
- (6) 人事制度と評価制度においては、平成30年度での確立を目指して、職員個々の能力開発、人材育成を図り、健全で発展性のある法人運営を行います。
- (7) 役職員及び職員間の交流や健康管理等福利厚生を促進させ、働きやすい職場環境づくりに努めます。
- (8) 福祉・介護人材の確保がますます難しくなっている昨今、また実践において必要となる専門性と知識・スキルが求められる中、職員育成の体制づくりと働きやすく、やりがいの感じられる職場づくりに努めます。

2 財務・人事管理等の組織管理マネジメント

社会福祉法人志布志市社会福祉協議会の事業全体の管理、総合的・計画的な事業執行を行うために組織管理を行うため、各課・係及び事業間の連絡、調整を図り、適正な組織管理マネジメントを推進します。

- (1) 本所、支所を含めた人的交流を推進し、事務事業の協働化と情報の共有化を推進します。
- (2) 補助金・委託料のより効果的な事業の発揮や、介護保険事業の業績向上を目指して収入の確保に努めるとともに、人件費の計画的な執行、事務事業の費用対効果の精査による経費の節減、施設の修繕費等の義務的費用に備える引当金の確保に努め、持続可能で安定的な財政運営を推進します。
- (3) 本所、各支所役割分担による人員配置、分掌事務の見直しを行い、効率的で安定した経営に努めます。
- (4) 自主財源確保として、介護保険事業外の「ささえあい事業」、「思いやり基金自動販売機設置事業」や新たな収益事業を研究して積極的に導入します。
- (5) 健全・明朗な透明性のある法人会計に努めます。

3 理事会・評議員会・監事会の開催

役員会等開催計画

会名	開催時期	会名	開催時期	会名	開催時期
理事会	6月	評議員会	6月	監事会	5月
	10月		3月		11月
	3月	※但し、計画以外にも臨時役員会等が開催されることもあります。			

社会福祉法人制度改革に沿って、高い公共性・非営利性を担保するため、自立的に適正な運営を確保するため引き続きガバナンスの強化を図ります。

本会を運営する重要な案件は、その都度理事会・評議員会での審議や監事会による監査等を実施し、その状況を広報紙、ホームページ等で公開し、経営の透明性に努めます。

また、理事の参画による部会設置を引き続き検討していきます。

4 本所・支所施設の管理運営

4か所の指定管理施設については、新たな協定を締結し、社会福祉協議会事務所として、今後も地域の方々に親しまれるよう適正な管理に努めてまいります。一方社会福祉を推進する拠点としてこれまで通り推進してまいります。中長期的な本会の法人運営の方針、財源計画等を見据えて、締結した期間内に本所方式、有明・松山支所の方向性等、検討協議して、市民へのサービス低下を招かないよう取り組んでまいります。

5 社会福祉協議会会費の効率的運用

貴重な浄財として社会福祉が推進されている市民一体となった事業の在り方を工夫し、社協が取り組む事業の費用対効果を示し、市民の会費が事業推進における重要性を公開公表していくことにより市民へ理解を深め、会費増額の働きかけを行ってまいります。

また、法人等の会員加入促進は勿論、事業賛同していただける、出資法人（企業）の獲得にも力を入れてまいります。

II. 地域福祉活動推進部門

1 福祉のまちづくり事業の推進

(1) 志布志市地域福祉活動計画に沿った事業の推進

第一次志布志市地域福祉活動計画（平成25年度から平成30年度）の最終年度において、第二次地域福祉活動計画の策定に向けて、現計画の検証に基づき準備を進めます。

今後の地域における生活課題の調査、掘り起しを中心に行いながら、本市の実情や特色を把握し市民の意見を聴いて、関係機関と連携して計画策定に取り組みます。

また、福祉圏域での福祉ニーズを的確に捉えて、地域活動の担い手育成を行い、地域住民相互のたすけあい活動（住民参加型在宅福祉サービス等）の仕組みの確立を目指し、地域包括ケアシステムに対応した医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するために関係機関及び団体と連携を図り、個別支援をとおして、地域を支える拠点づくりを推進します。

地域における生活課題への総合相談・生活支援体制の構築、さらには福祉サービス利用支

援事業、成年後見制度等の権利擁護への体制整備などについて、市と更に連携を図ってまいります。

(2) 地区（校区）社会福祉協議会（以下「地区（校区）社協」という）の基盤づくり支援

地区（校区）社協は、住民にとって最も身近な社会福祉協議会です。21 地区（校区）ある地区（校区）社協が地区内の困りごとを把握、共有し、その解決に向けた取り組みを市社協と連携して行うことにより、誰もが安心して暮らせる住みよい福祉のまちづくりを進めます。

また、社会福祉法人志布志市社会福祉協議会補助金等交付規程の施行に伴い、地区（校区）社協の基盤づくりのための支援を行います。

(3) 見守り活動（近隣福祉ネットワーク活動）の推進

住民の生活圏である小地域において、地区（校区）社協及び民生委員児童委員との連携を強化し、一人暮らし高齢者や障がい者等誰もが安心して生活を送れるよう、「見守り」「声かけ」「緊急時の対応」など住民相互の支え合い・助け合い活動を支援しています。

引き続き緊急連絡カードを整備し、地域福祉支援システムによる市社協、市、地域包括支援センター、消防署等関係機関での要援護者情報の共有を図ります。

また、民間企業・事業所等との「高齢者等見守り活動協定」締結を進めており（29 年度 117 事業所）、協力事業所から見守り活動の連絡を受けるケースも出てきています。

地域で発生する様々な問題の早期発見に努め、市民誰もが安心・安全な生活を送ることができるように協力事業所の拡充を進めてまいります。

更に地域が抱えている困りごとや課題を把握し、解決できるように住民の支援を行うといった多岐に渡る役割を果たすために、職員を地区（校区）社協毎に担当制とし、医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するために他機関及び団体（地区（校区）社協・福祉団体・ボランティア団体・NPO法人・市・医療機関・介護保険事業所等）と連携を図り、個別支援をとおして、個人を支える地域づくりを推進します。

①地区（校区）社協への支援と連携強化

- ・地区（校区）社会福祉協議会連絡協議会会議の開催
- ・見守り活動研修会（各町）の企画・開催
- ・地区（校区）ネットワーク会議開催の支援、情報提供の実施
- ・地区（校区）社協主催ふくしの集いへの参加、情報提供、運営費・事業費助成

②域福祉システムづくり推進委員会の開催

③民間企業・事業所等（電気、ガス、水道、郵便局、金融機関、新聞、ガソリンスタンド、商店、介護保険事業所、施設等）との「高齢者等見守り活動協定書」締結による見守りネットワークの強化

④認知症サポーター養成講座、認知症徘徊模擬訓練の実施（地域包括支援センターと協働）

(4) 「支え合いマップづくり」の推進

小地域（自治会）での「支え合いマップづくり」に取り組み、気になる方の把握、困りごと（個別、地域）の把握とその解決に向けた活動を地域住民と共に行ないます。

年 度	実施箇所数
29 年度	2 箇所
30 年度	5 箇所(目標)

(5) 高齢者ふれあいサロンの拡充・活動の支援

高齢者の方々が住み慣れた場所で安心・安全に過ごせるような地域づくりのため、地区(校区)社協担当職員及びサロンコーディネーターの連携により、今後、地域の居場所づくりとしてのサロン拡充を目指し、地域住民が地域の特性を生かしたサロンの運営ができるように、自主的活動へ向けて支援を行います。

① 小地域圏域における高齢者サロン拡充

年 度	立上げ数	合 計
29 年度	4 箇所	6 7 箇所
30 年度	5 箇所(目標)	7 2 箇所

- ② 高齢者ふれあいサロン運営ボランティア研修会の開催
- ③ 地域交流の場を活用したサロンの開設(地域資源の活用)
- ④ 参加者の困りごと把握による身近な生活支援活動へのコーディネート
- ⑤ 支え合いマップづくりへの協力
- ⑥ サロンレクリエーション事例・用品集の作成・活用支援
- ⑦ ボランティア養成と参加者活動支援

(6) 子育てサロン活動の支援

- ① 子育てサロン運営ボランティア研修会の開催
- ② いつでも集える健康ふれあいプラザの開放
- ③ ボランティアの自主的活動へ向けての支援

(7) 広報活動の充実

- ①市社協だより「ささえあい」の発行(年4回)
広報委員会において充実した紙面作り
- ②市社協ホームページの更新と管理運営、情報公開の促進、SNS等の手段活用
- ③市社協パンフレット内容の見直し

(8) 思いやり基金付自動販売機設置益金の効果的活用の実施

(9) 志の福祉・ボランティア大会の開催

〈志の福祉(社会福祉大会)〉

地域住民や地域の多様な主体が、地域の課題を「我が事」として捉え、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる地域共生社会を目指していくため、地域活動者発表等の内容充実を図り、効果的な福祉のまちづくりのあり方を考える機会として、2回目となるこの大会を開催します。

〈ボランティアまつり〉

昨年と同様に合同開催とし、ボランティア団体、福祉施設団体等と十分協議し、セレモニーや団体ブースへの参加者数の増大を図り、ボランティア活動を身近に感じてもらい、活動に参加しやすい環境づくりを推進するため、魅力あるボランティアまつりを目指します。

(10) コミュニティワークの技術向上研修の開催

法人内ケア会議 年4回(各部署における個別事例の検討等)

(11) 生活支援の仕組みづくりの充実（住民参加型在宅福祉サービス事業等）

おやとさーびす事業

項 目	内 容
活動員養成研修	年1回
活動員養成目標	各地区毎に3名（30～31年度にかけて養成）

(12) 地域公益事業の促進

社会福祉法人一部改正に伴う社会福祉法人改革により、社会福祉法人の社会貢献が必須となり、昨年の第1回市内社会福祉法人連絡会に引き続き、課題解決に向けたあり方検討会など開催し、市内一体となった地域公益事業の資源開発に取り組みます。

No	項 目	回数
1	市内社会福祉法人連絡会開催	2回
2	地域公益事業に係る研修会参加	2回

(13) 地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）の設置

福祉のまちづくりを推進する社協職員として、地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）を配置し、個別課題・地域課題把握とその課題解決に向けた包括的支援を行います。

(14) 新たな福祉サービス等の企画

2 ボランティアセンター事業の推進

(1) ボランティアセンターの機能充実

志布志市ボランティアセンターは、市民のボランティアへの理解と関心を深めるとともに、組織的なボランティア活動の育成、援助を行い、心豊かな社会福祉の増進に資することを目的として、ボランティアセンター運営委員会の意見を聴きながら機能充実を図ります。

また、これまでと同様に、3支所にボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアを求める人と活動をしたい人とのコーディネート機能の強化を図り、住民・地域団体・事業者・施設等が身近なボランティア活動に参加できる環境づくりを推進するとともに、学校や地域における活動の場づくりをとおして福祉教育を推進し、地域の支えあう関係（共助）の基盤づくりを行います。

- ① ボランティアセンター運営委員会の開催
- ② ボランティアコーディネーターの研修等による技術向上
- ③ ボランティアに関する相談業務の充実（個人・団体・施設ボランティア登録の促進、ニーズ掘り起し、ボランティアコーディネート）

(2) 情報収集と発信

- ① 市社協だより広報紙「ささえあい」のボランティア紙面の充実（年4回発行）
- ② ホームページ・SNS等の積極的な活用
- ③ ボランティアセンター便りの発行（年1回）
- ④ ボランティア情報の掲示

(3) 人材育成・研修の開催

- ① ボランティア育成講座の開催
- ② 教職員福祉ボランティア育成講座の開催
- ③ ワークキャンプ事業の実施（サマーボランティアスクール）
- ④ 親子福祉体験ツアーの実施（ふれあいボランティア活動事業のポイント達成者を対象）
- ⑤ ボランティア先進地視察研修の実施

(4) 啓発事業の実施

- ① 福祉作文・絵画コンクールの実施
- ② 志の福祉・ボランティア大会の開催
- ③ 各種イベントへの参加、活動展示コーナー設置
- ④ フードドライブの実施

(5) 団体活動支援、ネットワーク化の促進

- ① ボランティア活動保険料助成の実施（4月～5月）
- ② ボランティア団体活動助成の実施・助成のあり方の検討
- ③ ボランティアのつどいの開催
- ④ 志布志市ボランティア協働笑談会の開催

(6) 志布志市ボランティア連絡協議会との連携及び活動支援

- ① 志布志市ボランティア連絡協議会組織の拡充の支援
- ② 志布志市ボランティア連絡協議会共催による先進地視察研修の開催

(7) 防災・災害救援体制の確立

- ① 災害ボランティア活動訓練に伴う関係機関・団体との連携
- ② 災害ボランティアセンター設置・運用マニュアルによる訓練の実施
- ③ 訓練の地域住民の参加促進（有明町実施予定）
- ④ 災害ボランティアセンター運営スタッフの連携強化
- ⑤ 大隅地区社会福祉協議会連絡協議会との連携
- ⑥ 避難行動要支援者情報共有による市や地区社会福祉協議会との連携（平時からの災害に対する情報整備）
- ⑦ NPO 法人・福祉施設や新大隅青年会議所及び企業等との連携
- ⑧ ワークキャンプ事業（中・高校生）による学校への依頼

(8) 福祉教育の推進

- ① ボランティア育成事業協力校の指定・連絡会の開催（小・中・高等学校）
- ② 福祉出前講座の実施（教員向け、児童・生徒向け、一般住民向け）
- ③ 介護事業所等との連携による福祉出前講座の実施
- ④ 福祉教育用機材の貸与、市社協職員派遣及び外部講師斡旋等人材派遣の実施
- ⑤ 児童・生徒のふれあいボランティア活動事業の実施（ポイント制度）

(9) ボランティア関連事業

- ① 歳末そば等宅配事業の実施・支援
- ② ふれあいサロンの拡充・活動の支援（高齢者・子育て）
- ③ 見守り活動（近隣福祉ネットワーク活動）への協力

3 共同募金運動の推進

「自分の暮らしを良くするしくみ」として、赤い羽根共同募金運動を推進してまいります。志布志市内の自治会をはじめとする戸別募金や街頭募金、イベント募金等を展開し、共同募金の仕組みや配分金の使途を分かりやすくお知らせし、広く協力をお願いします。

(1) 志布志市共同募金委員会の運営と業務推進

- ① 共同募金委員会運営委員会（年3回）
 - ② 共同募金委員会審査委員会（年1回）
- (2) 一般募金・歳末たすけあい募金配分金事業の実施
 - (3) 共同募金運動、歳末たすけあい運動の実施（10月～12月）
 - (4) 共同募金各種チャリティイベント事業の開催
 - (5) 風水害、火災等の罹災者への迅速な見舞い、援護の実施

4 日本赤十字社事業への協力

日本赤十字社鹿児島県支部と日本赤十字社志布志市地区（市社協）が連携を図りながら「防災・減災」をテーマに事業を推進します。地域住民、または法人に対しての赤十字事業の趣旨及び必要性について広報・啓発に積極的に取り組みます。

- (1) 日本赤十字社会費増強運動月間の推進（5月）
- (2) 日本赤十字社鹿児島県支部志布志市地区の業務推進
- (3) 災害時の迅速、適切な救援活動、救援物資の配布・常設展示の実施
- (4) 赤十字講習会の積極的活用
- (5) 地域赤十字奉仕団研修会の開催協力
- (6) 各地区社協にハイゼックスの常備及び炊き出し訓練の推進

5 福祉団体への支援

- (1) 各福祉団体との連携、協力支援、助成
- (2) 地域福祉活動計画に基づく地域活動事業の推進と連携
- (3) 効果的な助成方法のあり方の検討

Ⅲ. 福祉サービス部門

1 身近な相談支援・相談窓口の充実

- (1) 地域住民の様々な生活上の問題に対して相談に応じ、専門機関等への橋渡しや福祉サービス情報を提供するとともに相談支援機関の連携を強化し、情報共有を図りながら問題解決の向上に努めます。

- ① 心配ごと相談所の設置（志布志本所、有明支所、松山支所）
 - ② 心配ごと相談所運営のための本所、支所の連携
 - ③ 心配ごと相談員研修の実施
 - ④ 心配ごと相談所の広報周知及び各関係機関との連携
- (2) 見守り活動による身近な地域での相談支援の充実
 - (3) 福祉サービス苦情受付、解決窓口の開設、第三者委員による苦情解決体制の充実
 - (4) 介護サービス事業、障がい者支援事業、高齢者等訪問給食サービス事業による相談窓口の充実

2 福祉サービス利用支援事業の推進

認知症、知的障がい者、精神障がい者などの自己決定能力が十分でない利用者に対し、福祉サービス利用の援助代行や金銭管理など生活支援を行うことにより、自立した生活が送れるよう、適切な支援を行います。また増加する利用者増大に対応できるよう、体制整備を図るとともに関係機関との連携を強化します。

- (1) 専門員設置による円滑な事業推進
- (2) 利用支援員の確保、利用支援員間の連携、研修会への参加等による事業体制の確立
- (3) 県社協、各関係機関との連携
- (4) 各事業所へのサービス利用の周知強化
- (5) 居宅介護支援事業所や市との連携による利用者への適切な支援
- (6) 法人後見事業の研究検討

① 新規利用者契約締結目標値

No	項目	目標値
1	新規契約	12名
2	解約終了	10名

② 研修等

No	内容	回数	主催等
1	専門員研修会	2回	県社協主催
2	利用支援員研修会	1回	県社協主催
3	専門員、利用支援員内部研修	1回	志布志市社協
4	各種会合、研修会等へ出向いて事業説明周知	随時	市内事業所等

3 各種資金貸付事業の実施

県社協の運営する生活福祉資金の窓口として、必要な世帯に低利又は無利子で資金の貸付を行い、自立更生を支援します。

また、市社協単独の貸付制度として、法外援護資金の適切な貸付と援助指導を行い、低所得世帯の自立更生を図ります。

資金の貸付とともに、しぶし生活自立支援センターとの連携により、より一層効果的に相談者の自立支援を図ります。

(1) 生活福祉資金貸付事業の実施

- ① 総合支援資金
- ② 福祉資金

- ③ 教育支援資金
- ④ 不動産担保型生活資金
- (2) 法外援護資金貸付事業の実施（小口資金貸付事業）
- (3) 生活福祉資金調査委員会の開催
- (4) 生活福祉資金及び法外援護資金償還督励の実施
- (5) 生活困窮に対する利用者と自立相談支援事業との連携

4 生活困窮者自立支援事業への取組み

(1) 生活困窮者の早期把握

- ① 社協各部署（貸付事業、福祉サービス利用支援事業、介護サービス事業（高齢、障がい）、見守り活動など）との連携によるニーズ把握
- ② 関係機関（障がい者等基幹相談支援センター、地域包括支援センター、市福祉課、保健所、民生委員、地区（校区）社会福祉協議会など）との連携によるニーズ把握

(2) 就労準備支援メニューの充実

利用者の状態に応じた支援メニュー（就労体験、ウォーキング、料理教室、語り場等）実施

(3) 地域資源活用による地域づくり

生活困窮者支援における地域ふれあいサロンや住民参加型在宅福祉サービス事業等地域資源の積極的活用とニーズに応じた資源開発により、誰もが住みやすい地域づくりを行う。

(4) センター「ひまわり」年間目標値

No	項目	目標値
1	自立プラン作成件数	44名
2	就労者（一般就労）	10名
3	就労系サービス利用者（A型、B型等）	2名
4	増収者（就労、就労体験、年金、給付等）	12名

IV. 在宅福祉サービス部門

1 高齢者支援事業の推進

- (1) 見守り活動（近隣福祉ネットワーク事業）の推進
- (2) 敬老訪問の実施（白寿、100歳以上）
- (3) 金婚式の開催
- (4) 地区（校区）社協が開催するふくしの集い事業（世代間交流、一人暮らし高齢者の集い等）の支援
- (5) 歳末そば等の宅配事業の実施・支援
- (6) 認知症サポーター養成講座の開催
 - ① 志布志認知症を支える会との協働
- (7) 認知症徘徊模擬訓練の実施

① 志布志認知症を支える会との協働

2 在宅支援事業の推進

- (1) ささえあい事業（市社協独自事業の身体介護・生活援助事業）の実施
アセスメント手法の充実により他事業との連携
- (2) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業の実施（年2回）
- (3) 家族介護者相互交流事業の開催
 - ① 介護者交流会の開催（受託事業、年4回）
 - ② 介護者のつどい「ひまわり」の開催（自主事業、年6回）
- (4) 福祉機器（特殊寝台、車椅子等）貸与事業の実施
- (5) 志布志市通年型短期集中予防事業（二次予防）の実施（受託事業年2回）

3 障がい者支援事業の推進

- (1) 見守り活動（近隣福祉ネットワーク事業）の推進
- (2) 障がい者戸外ふれあいの1日の実施（年1回）
- (3) 障がい者の社会参加、スポーツ大会等への支援
- (4) 障害者総合支援事業の実施
 - ① 居宅介護事業（障害者ホームヘルプ事業）
 - ・居宅介護
 - ・重度訪問介護
 - ・行動援護
 - ・同行援護
 - ② 地域生活支援事業
 - ・移動支援
 - ・訪問入浴サービス
 - ③ 特定相談支援事業
- (5) 身近な相談支援・相談窓口としての充実
- (6) 障がい者サロン運営の支援
そお地区障がい者等基幹相談支援センター及び指定相談支援事業所と連携を図り、障がい者サロン運営の支援をします。
- (7) そお地区自立支援協議会との連携
各種障がい者支援事業を実施するそお地区自立支援協議会と連携を図り、事業推進の支援を行います。
- (8) そお地区障がい者等基幹相談支援センターへの職員派遣及び連携協力

4 食の自立支援事業（高齢者等訪問給食サービス）の推進

- (1) 調理・配食体制の整備により利用者に安心、安全なお弁当を届けていくための事業推進
- (2) 利用者への見守り、安否確認の徹底、関係機関との連携
- (3) 職員研修の実施
- (4) 衛生管理の徹底

(5) 身近な相談支援・相談窓口としての充実

5 介護サービス事業の事業体制の充実

指定介護事業所として、法令遵守のもと、各事業所の今後の事業継続の検討も含め事業推進する職員・事務職員体制整備の強化に重点を置き、事業推進を見直します。そして、採算性の確保に努めて、安定した事業運営を目指します。

また、市民から信頼されるサービスを提供するために、関係サービス事業所、医療、市、地域包括支援センター等との連携及び職場内研修の実施、外部研修に積極的に参加して介護従事者の技術向上を図り、利用者の自立支援に向けた質の高いサービス提供に努めます。

介護予防・日常生活総合支援事業については、対象となる介護予防訪問介護事業、介護予防通所介護事業について、取り組みを検討して積極的に事業を推進していきます。

また、介護保険法改正による事業所加算の取り組みや処遇改善加算を引き続き積極的に活用して介護職員の処遇改善を行います。

なお、介護保険法改正に対応した事業展開を研究し、各指定事業の推進を行います。

さらに、各介護サービス事業において個別課題を把握し、地域福祉部門との連携により地域に向けた福祉教育の推進を図ります。

(1) 居宅介護支援事業（介護予防）の実施

- ① 民生委員児童委員及び地域包括支援センターとの連携強化
- ② 内部研修（年3回）
- ③ 外部研修
 - ・主任介護支援専門員研修会
 - ・介護支援専門員実務研修受入研修

(2) 訪問介護事業の実施

- ① 介護予防・日常生活総合支援事業の実施
- ② 内部研修・ミーティング（年12回）
- ③ 外部研修（年3回）

(3) 訪問入浴介護事業の実施

- ① 内部研修・ミーティング（年12回）訪問介護事業と合同研修
- ② 外部研修（年3回）

(4) 通所介護事業の実施

- ① 地域密着型通所介護事業の実施
- ② 介護予防・日常生活総合支援事業の実施
- ③ 事業所だよりの発行（利用者・事業所向け）

(5) 身近な相談支援・相談窓口としての充実

(6) 個別支援から地域支援への活動展開

- ① 個別援助技術による個別課題の把握
- ② 地域福祉部門との連携による社会資源の発掘・活用

(7) 介護職員処遇改善の活用による介護職員の処遇改善と介護人材の確保

(8) 地域包括支援センターへの職員派遣及び連携協力（介護支援専門員2名）

(9) 生きがい対応型デイサービス事業の実施

(10) 志布志市通年型短期集中予防事業（二次予防）の実施

V. サービスの質の向上部門

(1) 各関係機関との連携

- ① 在宅、施設、医療と介護サービスの連携強化
- ② 困難事例に対する支援のための地域包括支援センターとの連携
- ③ 他の居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者との連携

(2) 介護サービス事業職員資質及び専門性の向上

- ① 資格更新制への対応（介護支援専門員）
- ② 研修会への積極的参加による資質向上（介護給付等費用適正化事業研修会・地域包括ケア研修会）
- ③ 苦情解決の対応研修の実施
- ④ リスクマネジメント（事故予防等）研修の実施
- ⑤ 定期的技術研修の実施

(3) 資格取得による質の高いサービスの提供

- (4) サービス水準の維持、向上のためのスーパービジョンの実践
- (5) 福祉サービス苦情相談窓口の対応